

2017.11.8 読売新聞

給与規定改定 無効求め提訴

梅光学院大教員ら

給与規定を一方的に改定され、賃金や退職金を減額されたとして、梅光学院大（下関市）の教員ら10人が同大を相手取り、改定の無効と差額の支払いを求め、山口地裁下関支部に提訴した。7日には第1回口頭弁論が開か

れ、大学側は争う姿勢を示した。

訴状によると、同大では昨年4月1日の給与規定の改定に伴い、教職員の扶養手当が大幅に減らされ、住宅手当は全額廃止された。さらにボーナスも約3分の2に減額。大学からは、十分な説明はなかったという。「経営環境の極端な悪化はなく、労働契約法が定める規定変更の必要性や相

当性はない」と主張している。

原告の1人、文学部の渡辺玄英准教授(57)は「いきなり教職員の給与に手を入れたのは承服しがた。このままでは教員が減り、学生に不利益が生じると話している。

一方、大学側は「賃金体系の見直しは安定した経営基盤の確保が目的。理解を得られずに遺憾だ。正当性は今後の訴訟で丁寧に説明する」とコメントした。